Ⅱ　損益外減価償却相当額		483,891,796
Ⅲ　損益外減損損失相当額		―
Ⅳ　損益外利息費用相当額		91,330
Ⅴ　損益外除売却差額相当額		1,872,155
Ⅵ　引当外賞与増加見積額		7,312,210
Ⅶ　引当外退職給付増加見積額		134,462,969
Ⅷ　機会費用		
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	1,964,602	
政府出資の機会費用	―	1,964,602
Ⅸ　国立大学法人等業務実施コスト		5,911,266,363

重要な会計方針

国立大学法人会計基準

平成27事業年度より「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（国立大学法人会計基準等検討会議　平成28年２月１日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会　平成28年４月21日改訂）を適用している。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用している。

なお、退職一時金については費用進行基準を、「特別運営費交付金」「特殊要因運営費交付金」に充当される運営費交付金の一部及び補正予算により措置された運営費交付金については文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を採用している。また、法人内予算におけるプロジェクト事業等については、業務達成基準を採用している。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用している。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としているが、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物　　３～49年
構築物　　10～60年
工具器具備品　３～15年

なお、受託研究収入により購入した固定資産については、研究期間で減価償却している。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第90）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示している。

⑵　無形固定資産

定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいている。

３．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上していない。

なお、一部については、翌期以降の運営費交付金により財源措置されない教職員への賞与の支払に備えるため、当該教職員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上している。

また、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度の同見積額を控除した額を計上している。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされる分については、退職給付に係る引当金は計上していない。

一部運営費交付金により財源措置がなされていない分については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用している。

厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金および年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していない。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、基準第35に基づき計算された退職一時金及び年金給付に係る退職給付引当金の当期増加額を計上している。

５．たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　評価基準

低価法を採用している。

⑵　評価方法

移動平均法を採用している。

６．徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上基準

将来の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別の債権の回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上している。

７．環境対策引当金の計上基準

ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、処理費用の見積額から運営費交付金により充当されると見込まれる額を控除した金額を計上している。

８．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借料取引の機会費用の計算方法

近隣の賃借料を参考に計算している。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

決算日における10年もの国債（新発債）の利回りは▲0.050％であったが、「国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の算定に係る利回りについて（通知）」（平成28年４月14日付け28文科高第63号）に基づき、０％で計算している。

９．リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式による。

注記事項

１．貸借対照表関係

運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額	256,125,039円
運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額	3,084,800,359円